



課 個 4 - 8  
令和6年2月2日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 様

国税庁課税部  
個人課税課長 児島 範昭

令和6年能登半島地震により被害を受けた方の所得税確定申告における  
特例措置の取扱い等に関する周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置」（令和6年2月2日閣議決定）においては、令和6年能登半島地震により住宅・家財等や事業用資産等に生じた損失に関して特別な措置を講ずることとされており、今後、関係する税制改正法案が成立・施行された場合には、住宅や家財などに関して生じた損失の金額について、令和5年分所得税の確定申告等において雑損控除の特例等が適用できることとなります。

なお、同特別措置では、「被災者が円滑に活用できるよう、国税庁等関係省庁は、法案の国会提出前であっても、措置の内容や個々の納税者の状況に応じた必要な手続等について、必要に応じて周知広報を行うこととする」とされております。

つきましては、国税庁では周知・広報を順次進めてまいりますので、貴会におかれましても、別添1「令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ」を御活用いただき、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

【参考1】

国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

【参考2】

令和6年能登半島地震による災害は特定非常災害に指定されており、現行法令上、次の特例等についても適用が可能

- ・ 家屋等に受けた被害を課税所得から差し引く制度について、引き切れない損失額の繰越期間を3年から5年に延長する特例
- ・ 住宅を再取得した場合、住宅ローン控除を従前住宅（注）と再建後の住宅の両方に適用できる特例

（注）被災地域のうち被災者生活再建支援法の適用区域内（石川県、富山県の一部の市及び新潟県の一部の市（令和6年1月25日現在））にある住宅が対象

詳細については、別添2「災害により被害を受けられた方へ」を参照

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

（連絡先）

国税庁課税部 個人課税課

課長 補佐 井手 亮太

監理一係長 佐ノ木 隼人

（代表）TEL 03-3581-4161（内線）3416・3790

# 令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ

令和6年能登半島地震により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。  
災害により被害を受けられた方に、所得税の税制上の措置などについてお知らせいたします。

## 雑損控除等の特例措置について

今般の災害による被害に関して、「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置」が閣議決定されました。

今後、法律案が国会に提出され、審議を経て成立・施行されることにより、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）に関し、以下に掲げる特例が適用できるようになります。

### 1 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

### 2 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができます。

### 3 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページなどで随時お知らせしています。

➤ 国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」



～裏面に続く～



## 申告・納付等の期限等について

特例措置については、今後、法案が成立・施行後に適用されることとなり、また、石川県・富山県に納税地を有する方は自動的に、それ以外の地域に納税地を有する方であっても申請により、申告等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着き次第、税務署へご相談ください。

### 令和5年分所得税等の申告がお済みでない方

○ この度の地震による被害発生に伴い、石川県・富山県に納税地を有する方を対象として、令和6年1月1日以降に到来する申告・納付等の期限が延長されています。

※延長期日は、決定次第お知らせします。

また、石川県・富山県以外に納税地を有する方であっても、今般の災害により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、税務署に対して申請することにより、申告等の期限の延長を受けることができます。この申請は、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

○ 特例措置の適用を受けることを予定している方は、状況が落ち着き次第、り災証明書など、以下の表に記載の必要書類を準備の上、税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

### 令和5年分所得税等の申告がお済みの方

○ 申告期限内であれば、追加の手続なく改めて申告書の提出が可能です。また、申告期限後であっても、更正の請求により特例を適用することができますので、状況が落ち着き次第、り災証明書など、以下の表に記載の必要書類を準備の上、税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

#### 《必要書類等》

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	手続	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませて いない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
	確定申告 を済ませて いる	令和5年分の 更正の請求 (注1)	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え (e-Tax メッセージボックスの受信通知からダウンロードした PDF ファイル等)
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)

(注) 1. 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加の手続なく改めて申告書の提出が可能です。

2. 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は、税務署にご相談ください。

3. 上記の手続には、それぞれ期限があります。

# 災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

## I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

## II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

## III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

### 1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 <sup>(注1)</sup>	住宅又は家財の損失額 <sup>(注2)</sup> が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① <math>\text{損失額}^{\text{(注2)}} - \text{所得金額の10分の1}</math></p> <p>② <math>\text{損失額}^{\text{(注2)のうち災害関連支出の金額}} - 5\text{万円}</math></p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間<sup>(注3)</sup>に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。</li> <li>この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。</li> <li>災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

- (注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。  
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。  
 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。  
 3 特定非常災害として指定された災害により住宅や家財などについて生じた損失については、繰越期間が5年間になります。

## 2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

### (1) 住宅に対する損失額の計算

#### ① 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

(注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。

3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^*$$

(※ 1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は、5ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

4 被害割合については、被害状況に応じて、5ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

#### ② 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 1m<sup>2</sup>当たりの工事費用は、6ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1m<sup>2</sup>当たり、単位：千円）」をご覧ください。

### (2) 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

#### ① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

#### ② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、6ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」をご覧ください。

### (3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することとなります。

### 3. 住宅借入金等特別控除等の特例

#### ① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける（※）など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※ 下記「②重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

#### ② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

### 4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額

税務署から予定納税額の通知書が送付された方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

なお、この申請書の提出期限についても、上記「Ⅰ 災害により申告等が期限までにできない方」の期限延長の対象となります。

7月の減額申請	その年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。
11月の減額申請	その年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

（注）提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

## Ⅳ 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

#### ・ 青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間（※）に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

#### ・ 白色申告の場合

純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間（※）に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

※ 特定非常災害として指定された災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が5年になります。

## V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）。

## VI り災証明書の添付又は提示

「り災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

## VII 災害により受領する災害義援金等

災害により受領する災害義援金等のうち次のものについては、所得税及び復興特別所得税の課税の対象とはなりません。

- ・被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金など、支給する法令の規定上非課税とされているもの。
- ・心身又は資産に加えられた損害について支払を受ける義援金や見舞金で、その受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるもの。

（注） 事業所得等の必要経費に算入される金額を補てんするものや、休業期間中の収益補償など事業所得等の収入金額に代わるものについては、課税の対象となり、事業所得等の総収入金額に算入する必要があります。

- このリーフレットは、令和5年8月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお問い合わせください。  
税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております。

## 別表1 非業務用資産の償却率

### ① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

- (注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。  
2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

### ② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

## 別表2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。</li> <li>なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

- (注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。



### 別表3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

【令和5年分用】

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	177	265	278	272	三重	186	265	278	274
北海道	197	305	278	272	滋賀	177	265	278	272
青森	188	265	278	272	京都	180	389	278	293
岩手	193	265	278	272	大阪	177	265	278	272
宮城	177	265	302	272	兵庫	177	277	278	272
秋田	183	265	312	272	奈良	177	265	278	272
山形	189	265	278	272	和歌山	177	265	278	272
福島	182	265	307	272	鳥取	188	265	278	272
茨城	177	265	278	272	島根	187	265	278	272
栃木	177	265	278	272	岡山	190	291	278	272
群馬	177	265	278	272	広島	177	288	278	272
埼玉	177	308	285	280	山口	185	265	278	272
新潟	193	265	278	354	徳島	195	265	278	272
長野	192	265	300	272	香川	192	265	278	272
千葉	177	309	278	274	愛媛	184	265	278	272
東京都	177	327	341	321	高知	188	265	296	272
神奈川	177	265	312	303	福岡	177	265	278	272
山梨	191	265	322	272	佐賀	177	265	278	272
富山	190	265	332	272	長崎	181	265	278	272
石川	189	291	326	290	熊本	184	265	278	272
福井	187	385	368	276	大分	180	265	278	291
岐阜	178	265	278	272	宮崎	179	265	278	272
静岡	185	265	278	272	鹿児島	183	265	278	272
愛知	177	265	278	272	沖縄	182	265	278	291

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

### 別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注） 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。